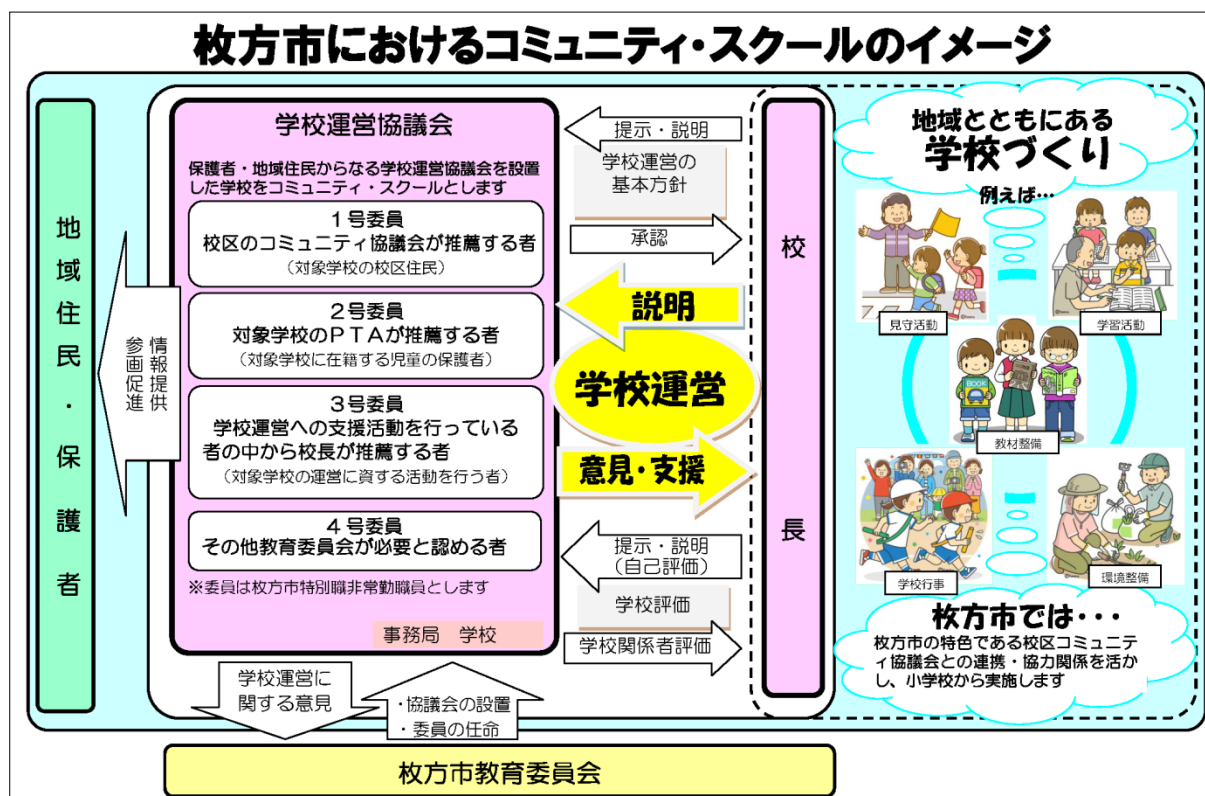


1. 枚方市におけるコミュニティ・スクールと学校運営協議会



1号委員	校区コミュニティ協議会の中から推薦する者(対象学校の所在する地域の住民)
2号委員	PTA等の中から推薦する者(対象学校に在籍する児童の保護者)
3号委員	学校運営への支援活動を行っている地域住民の中から校長が推薦する者 (社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者)
4号委員	その他当該教育委員会が必要と認める者(有識者・元教職員・元市役所職員など)

2. 学校運営協議会の役割

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則り、教育に関する理解及び識見を有する保護者や地域住民等の中から、枚方市教育委員会が委嘱します。

学校運営協議会は、学校の運営支援を協議して、保護者と地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進します。